

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳥越福祉会（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び日当並びに兼任手当等（以下、「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、「役員等」とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問並びに法人の設置する委員会の委員として委嘱した者をいう。

(報酬等の額)

第3条 継続的かつ定期的に就業する専任の理事・監事の報酬は、各人の役割・職務内容を総合的に勘案・評価し、別表「役員報酬表」に定める基準月額を基準として、評議員会で決定し、支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会又は委員会に出席したとき、その他の法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支払う。

(1) 1日 4時間以内 金10,000円

(2) 1日 4時間以上 金20,000円

3 施設、本部事務局の職を兼務する理事には、第1項及び第2項は適用しない。ただし、職員給与に加え、役員等兼任手当として、次のとおり支給する。

(1) 理事長 月額 金20,000円

(2) 理事 月額 金10,000円

(報酬等の額の支払方法)

第4条 前条第1項及び第3項に定める報酬等については、当月分を当月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合は、その前日）に、当該役員等の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 前条第2項に定める日当は、必要の都度、支払うものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則
この規程は平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は平成17年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は平成17年12月11日から施行する。

附 則
この規程は平成28年4月1日から施行する。

- 附 則（平成29年6月24日評議員会決議）
- 1 この規程は平成29年6月24日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用する。
 - 2 この規程の施行により、社会福祉法人鳥越福社会役員報酬等規程（平成9年4月1日制定）は、廃止する。

別表 役員報酬表

号俸	基準月額（円）
1号俸	150,000
2号俸	200,000
3号俸	250,000
4号俸	300,000
5号俸	350,000
6号俸	400,000
7号俸	450,000